

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難費用（一時立入費用を含む）及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件(以下「本件」という。)について、申立人X 1及びX 2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 申立人X 1

申立人X 1と被申立人とは、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

##### (1) 避難費用

避難交通費	128,000円
賃貸借関係増加費用	803,050円
生活必需品購入費	433,055円

(2) 一時立入費用 56,000円

(3) 精神的損害 1,520,000円

(4) 小計 2,940,105円

#### 2 期間

(1) 損害項目(1)及び(2)について、自平成23年3月11日至平成23年8月31日。

(2) 損害項目(3)について、自平成23年3月11日至平成24年5月31日。

### 第2 申立人X 2

申立人X 2と被申立人とは、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害

精神的損害 1,520,000円

#### 2 期間

自平成23年3月11日 至 平成24年5月31日

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1の2の期間中に生じた第1の1の損害項目に掲げる損害、及び第2の2の期間中に生じた第2の1の損害項目に掲げる損害についての和解金として、合計4,460,105円の支払義務があることを認める。

### 第4 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、本件の損害に対する賠償金として金1,600,000円を支払済みであることを確認する。

申立人らは被申立人に対して既払い金1,600,000円について精算義務を負っていることを確認し、将来の和解時に精算することを予定する。

第5 支払方法

(省略)

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人X1が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月7日

(仲介委員 伊藤紘一)